

農業農村整備事業の概要

【農村整備課】

1 事業の目的

農業農村整備事業は、国民の食料需給の動向に応え、農業と農村の健全な発展と、都市にも開かれた水・土・里(みどり)豊かな生き生きとした暮らしを創出するために、農業の生産基盤と農村の生活環境の一体的な整備、及び農地や施設等の保安全管理を行います。

(1) 農業生産基盤の整備

国民に対する食料の安定供給、農業生産性の向上、需要の動向に即した農業生産の再編及び経営規模拡大等農業構造の改善に資するため、農業用排水施設、農地の整備等を行います。

(2) 農村生活環境の整備

生産基盤の整備と一体的に生活環境を整備し、快適で活力ある農村地域の形成に資するため、農業集落排水施設の整備、農村の総合的整備、中山間の総合的整備を行います。

(3) 農地や施設等の保安全管理

農村地域での災害を未然に防止し、農地及び農業用施設の保全を図るための農地防災等を行います。

2 事業の体系

農業農村整備事業の体系は、下表のとおりです。(網掛け部：再評価対象事業)

区分	整備内容	事業名
農業生産基盤整備	用排水施設の整備	かんがい排水事業
	農地の整備	経営体育成基盤整備事業
		畑地帯総合整備事業
		農用地再編開発事業
農道の整備	農道整備事業	
農村生活環境整備	農業集落排水施設の整備	農業集落排水事業
	農村の総合的整備	農村総合整備事業
		農村振興整備事業
中山間地域の整備	中山間総合整備事業	
農地等保安全管理	農地の防災保全	総合農地防災事業
		農地防災事業
		農地保全事業
		農村環境保全対策事業
		地すべり対策事業
	施設の維持管理	土地改良施設管理事業

3 整備状況

県内における整備状況は、下表のとおりです。

(1) 農業生産基盤整備

整備内容	整備対象数量	整備済数量	整備率(%)		備考
			本県	全国	
水田の整備					
ほ場の整備(30a区画以上)	81,050 ha	42,001 ha	51.8	59.0	
うち1ha以上の大区画ほ場		1,613 ha	2.0	7.5	
汎用化水田の整備 排水性に優れ、畑作が可能な水田		33,087 ha	40.8	46.0	
水田における基幹水利施設の整備		52,800 ha	65.1	-	用水施設
		43,100 ha	53.2	-	排水施設
畑地の整備					
畑地の農道の整備	60,563 ha	35,942 ha	59.3	74.0	
うち幅員4m以上		17,017 ha	28.1	-	
畑地かんがいの整備		3,783 ha	6.2	20.3	
畑地の排水改良		37,330 ha	61.6	-	

(2) 農村生活環境整備

整備内容	整備対象数量	整備済数量	整備率(%)		備考
			本県	全国	
農業集落道の整備	4,466 km	2,384 km	53.4	-	
農業集落排水処理施設の整備	671 集落	336 集落	50.1	-	集落数
	203,562 人	110,834 人	54.4	54.9	処理人口

(3) 農地や施設等の保全管理

整備内容	整備対象数量	整備済数量	整備率(%)		備考
			本県	全国	
老朽ため池の整備	771 地区	220 地区	28.5	-	
地すべり対策	36 地区	8 地区	22.2	-	
防災ダム	12 地区	10 地区	83.3	-	
ため池等整備(老ため除)	156 地区	105 地区	67.3	-	
農地保全整備	30 地区	5 地区	16.7	-	
水質保全対策	9 地区	6 地区	66.7	-	

本県の「整備対象数量」「整備済数量」は農村整備課調査データによる
整備率欄の全国「-」は、比較可能なデータがないもの

4 かんがい排水事業の概要

かんがい排水事業は、食料生産の基盤である農業用水の安定供給や、洪水による農業被害を防止するため、ダム、頭首工、用排水路、用排水機場などを整備します。

県内における県営かんがい排水事業は、今年度の再評価対象である指久保地区を含め、現在7地区で実施中です。

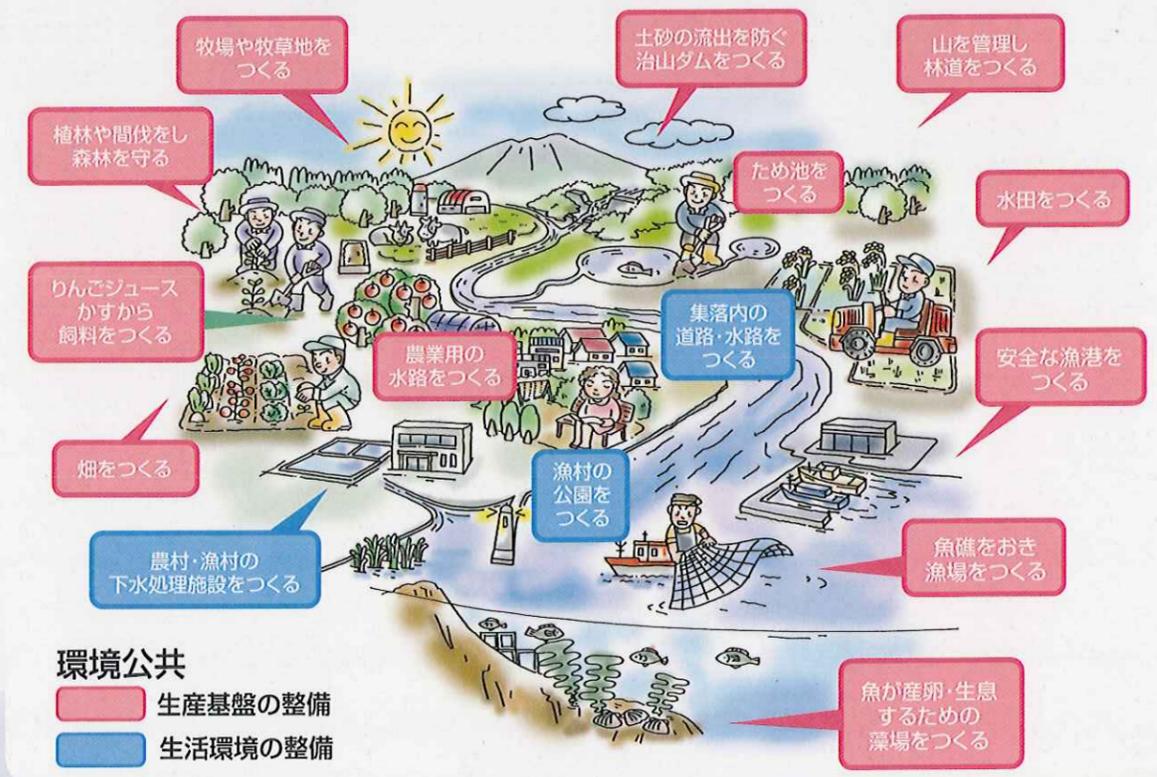


豊かな地域資源を将来に引き継ぐ！

あおもり 環境公共推進基本方針

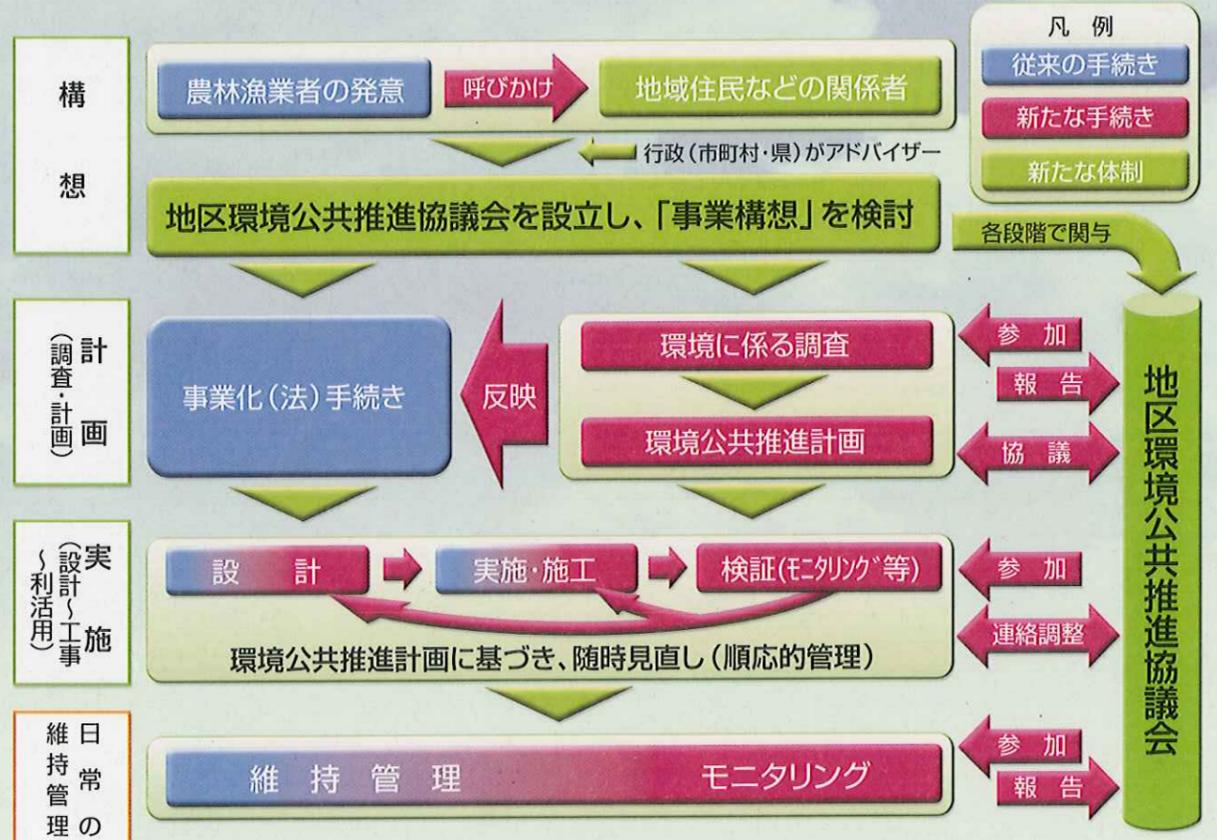
～環境公共の定義～

農山漁村では、自立した農林水産業が営まれ、地域コミュニティが存続することによって、豊かな自然や美しい景観、伝統的な風習・文化などかけがえのない地域資源を将来に引き継いでいくことが可能となります。このため、青森県では、「農林水産業を支えることは地域の環境を守ることにつながる」との観点から、農林水産業の生産基盤や農山漁村の生活環境などの整備を行う公共事業を「環境公共」と位置付けます。



環境公共の実施手法

◎実施手続き



○対象:原則として農林水産部の全公共事業。(但し、緊急を要する災害復旧事業などを除く。)
○実施時期:平成20年度から順次、段階的に取り組む予定。

環境公共の実施に当たっては、多様な価値観を持つ人々が、事業の各段階に参加できるようなシステムを構築

従来の事業化に必要な手続きに加え、新たな手続きや体制を追加

◎支援体制

地区環境公共推進協議会の活動を支援するための組織として、各地域県民局に「環境公共調整会議」を、さらに、基本方針との整合を図る組織として、県庁に「環境公共推進会議」を設置

●問い合わせ先
青森県農林水産部 農村整備課
企画・調整グループ
TEL 017-734-9545
FAX 017-734-8149

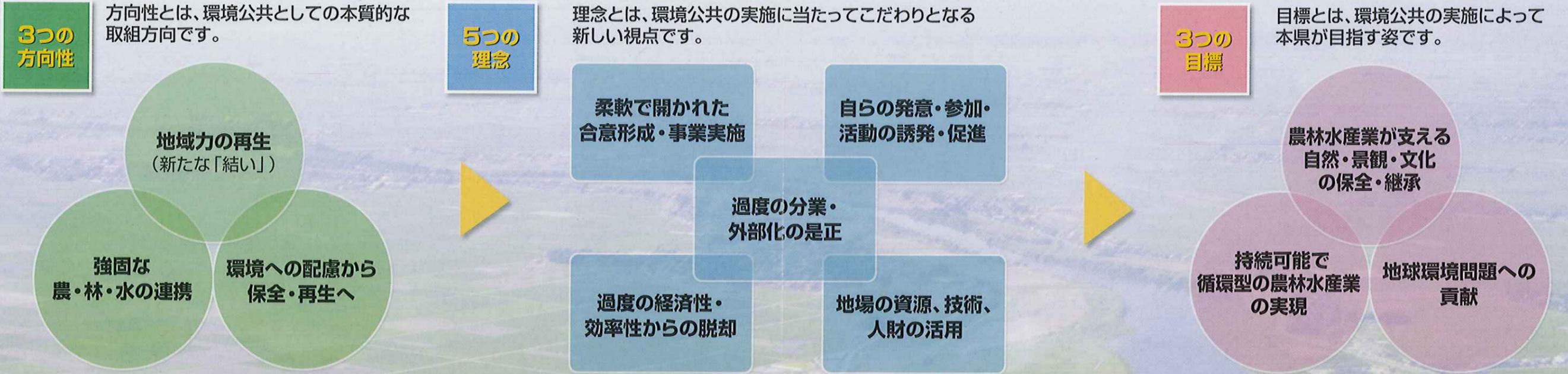
PRINTED WITH SOY INK
この印刷物は、再生紙を使用しています。
この印刷物は10,000部作成し、印刷経費は1部当たり19円です。

平成20年2月
青森県



環境公共の基本的方向

- 基本的方向とは、環境公共の実施に当たって、農林漁業者をはじめ地域住民やNPO、企業、行政など多様な主体が共有すべき事項
- 具体的には、3つの方向性、5つの理念、3つの目標



3つの方向性

① 地域力の再生



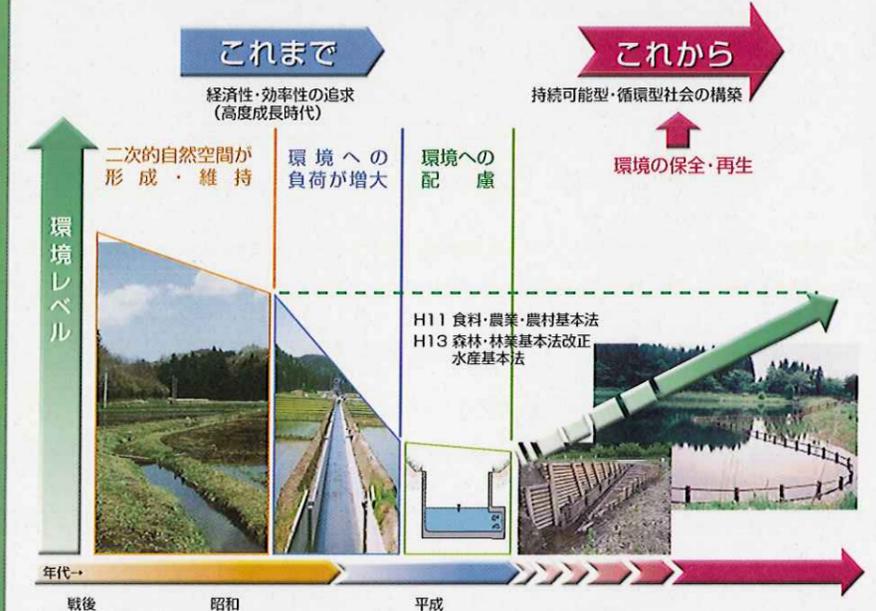
- 環境公共の実施を契機とし、公共事業のプロセスに農林漁業者はもとより地域の人々などの参加を促進
- 自ら行えることは自らが実施していくことにより、地域力の再生(新たな「結い」)を実現

② 強固な農・林・水の連携



- 農業、林業、水産業の分野の取組を、より強固に連携して実施
- 農・林・水の連携強化により、循環型で持続可能な農林水産業が実現され、安全・安心な食料生産が可能

③ 環境への「配慮」から「保全・再生」へ



- 農林水産業の生産性を高めるため、その基盤を整備しつつ生物多様性などの観点から環境を保全・再生
- これまでの環境への配慮に加え、可能な限り環境を保全・再生